

第三十七号

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「」第五条の二」を「」第六条」に改める。

第五条に次の一項を加える。

- 2 へき地学校等が条例第十条の二第一項の人事委員会規則で定める地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十五条第二項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第三号及び第四号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第五号中「二千四百円」を「三千円」に改める。

第十六条第一項中「(昭和二十三年文部省令第一号)」を「(平成十六年文部科学省令第二十号)」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

本県における教員給与についての人事委員会の意見があつたことに鑑み、他の都道府県との均衡等を考慮し、特殊業務手当の額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。